

大分県報

平成二十九年
号外（五六）
四月一日

（土曜日）

目次

規則

大分県事務委任規則の一部改正……………

〇規 則

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十五号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
別表第一の四の項第四号中「自家用電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同項第七号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「経済産業大臣」の下に「又は電気工作物の設置場所を管轄する産業保安監督部長」を加え、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表の五の項第五号中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

別表第二の四の項第十五号中「請負代金内訳書及び」を削り、同項第四十四号中「所管する工事」の下に「（電気設備及び機械設備に係る工事を除く。）」を加え、「八千万円未満」を「八千万円未満、電気設備及び機械設備に係る工事にあつては一千万円未満」に改め、「（電気設備及び機械設備に係る工事を除く。）」を削り、同項第四十九号中「所管する工事」の下に「（電気設備及び機械設備に係る工事を除く。）」を加え、「八千万円未満」を「八千万円未満、電気設備及び機械設備に係る工事にあつては一千万円未満」に改め、「（電気設備及び機械設備に係る工事の出来形部分等の確認を除く。）」を削り、同項第五十二号中「第四十五条第一項」を「第四十五条（A）第一項及び約款第四十五

条（B）第一項」に改め、同項第五十六号中「第四十八条第三項」を「第四十八条の二第三項」に改め、同項第七十号中「第四十二条第三項」を「第四十二条の二第三項」に改め、同表の五の項第九号中「第三十八条」の下に「において準用する規則第三十条」を加え、同表の六の項第六号中「第七十一条の五」を「第七十一条の五」に改める。

別表第三の振興局の長の部の二十四の項第二号中「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二十三条」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二十六条」に改め、同表の保健所の長の部の一の款の一の項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項中第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「失そう」を「失踪」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「第四十六条の二第一項ただし書」を「第四十六条の五第一項ただし書」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十四号を削り、同項第二十五号中「第四十七条第一項ただし書」を「第四十六条の五第六項ただし書」に改め、同号を同項第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十四 法第四十六条の五の三第二項の規定に基づき、診療所のみを開設する医療法人の一時役員職務を行うべき者を選任すること。

二十五 法第四十六条の六第一項ただし書の規定に基づき、診療所のみを既に開設している医療法人で医師又は歯科医師以外の理事から理事長を選出する場合の認可をするにと。

別表第三の保健所の長の部の一の款の一の項第二十八号を削り、同項第二十七号中「第五十条第三項」を「第五十条の九第五項」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十六号中「第五十条第一項」を「第五十条の九第三項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 法第五十二条第一項の規定に基づき、診療所のみを開設する医療法人からの届出を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の一の項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号から第三十七号を一号ずつ繰り上げ、同項の十五の項中「温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）を「施行規則」」を削り、同項の十七の項第一号中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改め、同項第二号中「第六条」を「第四条第一項」に改め、同項の十九の項第五号中「第四十八条第六項」を「第四十八条第八項」に改め、同項第八号中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改め、同項第十一号中「第八条」を「第九条」に改め、同項の二十一の項第五号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項の二十三の項中「と畜場法施行細則（昭和二十八年大分県規則第七十六号）を

「施行細則」を削り、同条の二十九の項第十八号中「法第十四条の四第一項」を「同条第二項」に改め、同条の三十三の項第一号中「第八条」を「第八条第一項（法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、「状況」の下に「に関する事項の届出並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関する事項」を加え、同条第六号中「第六条」を「第十条第二項、第十一条、第二十一条及び第二十八条」に、「に変更」を「及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在場所の変更」に改め、同条を同項第九号とし、同項第五号中「第十八条」を「第二十五条第一項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「その職員」を「職員」に改め、「処分」の下に「及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」を、「においてポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」を加え、同条を同項第八号とし、同項第四号中「第十七条」を「第二十四条（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「処分」の下に「及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」を加え、同条を同項第七号とし、同項第三号を削り、同項第二号中「第十二条第二項」を「第十六条第二項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

- 二 法第十条第二項（法第十五条及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了の届出を受理すること。
- 三 法第十条第三項第二号及び第十八条第二項第二号の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出を受理すること。
- 四 法第十条第四項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出を受理すること。

- 五 法第十二条第一項（法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業者に対し、期限を定めて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の三十五の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条の三十八の項第五号及び第六号中「第三条」の下に、「第三条の二第二項」を加え、同項第七号中「第十三条第一項」を「第十三条第二項」に改め、「閉鎖」の下に「若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止」を加え、「これら」を「クリーニング所の閉鎖」に改め、同条の三十九の項第四号中「第七

条第一項」を「第七条第二項」に、「これらの処分」を「営業の許可の取消し」に改め、同条の四十の項第七号中「第九条」を「第九条第二項」に改め、「又は停止処分」を削り、同条の四十一の項第五号中「当該処分について弁明等の機会を与える」を「営業の許可の取消しについて公開聴聞を行う」に改め、同条の四十三の項第四号中「第二十七条第一項」の下に「（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条中五十八の項を五十九の項とし、五十三の項から五十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同条の五十二の項第三号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同項第四号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同項第五号中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同項第六号中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同条を同条の五十三の項とし、同条中五十一の項を五十二の項とし、五十の項を五十一の項とし、四十九の項の次に次のように加える。

- 五十 特定特殊自動車排
出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号。以下この項中「法」という。）に関する事務
 - 一 法第二十八条第二項の規定に基づき、特定特殊自動車を業として使用する者に対し、同条第一項の指針に即して特定特殊自動車排出ガスの排出抑制を図ることについて指導及び助言を行うこと。
 - 二 法第二十九条第二項の規定に基づき、特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況等必要な事項に関し報告させること。
 - 三 法第三十条第二項の規定に基づき、職員に特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。

別表第三の保健所の長の部の二の款の三の項第八号中「第五十六条第八項」を「第五十六条第四項」に改め、「につき、」の下に「本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は」を加え、「又は資料」を「若しくは資料」に改め、同表のことも・女性相談支援センター長の部の一の款の二の項を削り、同部の三の款の一の項第九号中「看護させる」を「監護させる」に改め、同項第十四号中「自立を図るための援助及び生活指導を継続して行うことを委託する」を「延長者について法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の」に改め、同項第十五号中「児童に」を「児童の」に、「加え、または」を「行い、又は」に、「加えさせる」を「行わせる」に改め、同項中第二十九号を第三十一号とし、第十七号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に、「日常生活上の援助等」を「児童自立生活援助」

に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十五号の次に次の二号を加える。

十六 法第三十三条第七項の規定に基づき、一時保護した児童について引き続き一時保護を行い、又は委託して一時保護を行わせること。

十七 法第三十三条第九項の規定に基づき、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して一時保護を行わせること。

別表第三のこども・女性相談支援センター長の部の三の款の二の項第六号中「出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく立入り又は調査を拒む等をした」に改め、同項第十号中「第十一条第三項」の下に「(法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を加え、同項第十一号中「第十一条第四項」の下に「(法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を加え、同項第十二号中「第十三条」を「第十三条第一項(法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」に改め、同項第十三号中「第十三条の四」を「第十三条の五(法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号の次に次の三号を加える。

十三 法第十三条第二項(法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)(の規定に基づき、施設入所等の措置又は一時保護を解除する場合に、保護者に対して、親子の再統合の促進等に必要の助言を行うこと。

十四 法第十三条第三項(法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)(の規定に基づき、法第十三条第二項の助言に係る事務の全部又は一部を委託すること。

十五 法第十三条の二(法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)(の規定に基づき、施設入所等の措置等を解除する場合又は児童が一時帰宅する場合に、当該児童の安全の確認を行うこと及び保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うこと。

別表第三の中津児童相談所長の部の一の項第九号中「看護させる」を「監護させる」に改め、同項第十四号中「自立を図るための援助及び生活指導を継続して行うことを委託する」を「延長者について法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の」に改め、同項第十五号中「児童に」を「児童の」に、「加え、または」を「行い、又は」に、「加えさせる」を「行わせる」に改め、同項中第二十七号を第二十九号とし、第十七号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に、「日常生活上の援助等」を「児童自立生活援助」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十五号の次に次の二号を加える。

十六 法第三十三条第七項の規定に基づき、一時保護した児童について引き続き一時保護を行い、又は委託して一時保護を行わせること。

十七 法第三十三条第九項の規定に基づき、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して一時保護を行わせること。

別表第三の中津児童相談所長の部の二の項第六号中「出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく立入り又は調査を拒む等をした」に改め、同項第十号中「第十一条第三項」の下に「(法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を加え、同項第十一号中「第十一条第四項」の下に「(法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を加え、同項第十二号中「第十三条」を「第十三条第一項(法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」に改め、同項第十三号中「第十三条の四」を「第十三条の五(法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号の次に次の三号を加える。

十三 法第十三条第二項(法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)(の規定に基づき、施設入所等の措置又は一時保護を解除する場合に、保護者に対して、親子の再統合の促進等に必要の助言を行うこと。

十四 法第十三条第三項(法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)(の規定に基づき、法第十三条第二項の助言に係る事務の全部又は一部を委託すること。

十五 法第十三条の二(法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)(の規定に基づき、施設入所等の措置等を解除する場合又は児童が一時帰宅する場合に、当該児童の安全の確認を行うこと及び保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うこと。

別表第三の産業科学技術センター長の部の二の項中第三十八号を削り、第三十九号を第三十八号とし、第四十号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表の土木事務所長の部の十五の項中「風致地区内における建築物等の規制に関する条例(昭和四十五年大分県条例第十七号)」を「条例」、風致地区内における建築物等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年大分県規則第二十九号)を「風致規則」、「を削り、「開発規則」を「規則」に改め、同項第二号中「及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十六条第一項第三号ロ」を削り、同項第十一号中「第四十七条第四項」を「第四十七条第五項」に改め、同項中第十八号から第二十二号までを削り、第二十三号を第十八号とし、第二十四号から第二十七号までを五号ずつ繰り上げ、同部の十八の項第六号中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同部の二十の項中「この項中宅地造成等規制法施行細則(昭和四十三年

大分県規則第五十号)を「施行細則」という。」を削り、同項第一号中「第十条」を「第十二条第一項」に改め、「(都市計画法第三十四条第十号の規定により、開発審査会の議を経ることを要するものを除く。)」を削り、同項第四号及び第五号を削り、同項第三号中「第十三条」を「第十四条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十二条」を「第十三条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第十二条第二項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。

別表第三の土木事務所の長の部の三十の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)」に改め、同項各号を次のように改める。

一 法第八条の規定に基づき、建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。

二 法第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行い、同条第三項の通知書(同項の期間を延長する場合にあつては同条第四項の通知書、適合性を決定できない場合にあつては同条第五項の通知書)を提出者に交付すること。

三 法第十三条第二項及び第三項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行い、同条第四項の通知書(同項の期間を延長する場合にあつては同条第五項の通知書、適合性を決定できない場合にあつては同条第六項の通知書)を国等の機関の長に交付すること。

四 法第十六条第一項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号及び第六号において「計画」という。)の提出者に対し、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

五 法第十六条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による指示を受けた者に対し、当該指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

六 法第十六条第三項の規定に基づき、必要に応じて、計画を通知した国等の機関の長に対し、協議を求めること。

七 法第十七条第一項の規定に基づき、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項を報告させ、又は職員に特定建築物等に立ち入り、特定建築物等を検査させること。

八 法第十九条第一項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(次号、第十一号及び第十二号において「計画」という。)の届出を受理すること。

九 法第十九条第二項の規定に基づき、計画の届出をした者に対し、当該計画の変更その

他必要な措置をとるべきことを指示すること。

十 法第十九条第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による指示を受けた者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

十一 法第二十条第二項の規定に基づき、国等の機関の長からの計画の届出を受理すること。

十二 法第二十条第三項の規定に基づき、必要に応じて、計画を通知した国等の機関の長に対し、協議を求めること。

十三 法第二十一条第一項の規定に基づき、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項を報告させ、又は職員に建築物等に立ち入り、建築物等を検査させること。

十四 法第三十条第一項(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画(次号及び第十七号において「計画」という。)を認定すること。

十五 法第三十二条の規定に基づき、認定を受けた計画に基づく建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。

十六 法第三十三条の規定に基づき、認定建築主に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

十七 法第三十四条の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。

十八 法第三十六条第二項の規定に基づき、建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

十九 法第三十七条の規定に基づき、建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

二十 法第三十八条第一項の規定に基づき、法第三十六条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項を報告させ、又は職員に基準適合認定建築物等に立ち入り、基準適合認定建築物等を検査させること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。